

こんなとき、こんなサービスが利用できます

介護保険で利用できるサービスには、自宅などの生活の場で利用できる居宅サービスや施設へ入所して利用する施設サービスなどがあります。利用する方の心身の状況などに合ったサービスを選んで有効に活用しましょう。

自宅での家事や介護の手助けがほしいときは？

- 介 訪問介護（ホームヘルプ）…… P 25へ
- 介 予 訪問入浴介護…… P 26へ

自宅でリハビリや医療チェック、療養のアドバイスを受けたいときは？

- 介 予 訪問リハビリテーション…… P 26へ
- 介 予 訪問看護…… P 27へ
- 介 予 居宅療養管理指導…… P 27へ

外に出て介護や機能訓練を受けたり、みんなと交流したいときは？

- 介 通所介護（デイサービス）…… P 28へ
- 介 予 通所リハビリテーション（デイケア）…… P 29へ

気分転換をしたり、家族の介護の手を休ませたいときは？

- 介 予 短期入所生活介護…… P 30へ
- 介 予 短期入所療養介護（ショートステイ）…… P 31へ

生活の場としての施設でサービスを受けたいときは？

- 介 予 特定施設入居者生活介護…… P 32へ

家庭での介護環境を整えたいときは？

- 介 予 福祉用具貸与…… P 33へ
- 介 予 特定福祉用具購入費の支給…… P 35へ
- 介 予 住宅改修費の支給…… P 37へ
- 介 紙おむつ購入費の支給（市町村特別給付）…… P 39へ

地域の特性を生かしたサービスを受けたいときは？

- 介 予 認知症対応型共同生活介護…… P 40へ
- 介 介護老人福祉施設入所者生活介護…… P 40へ
- 介 定期巡回・随時対応型訪問介護看護…… P 41へ
- 介 夜間対応型訪問介護…… P 41へ
- 介 予 小規模多機能型居宅介護…… P 41へ
- 介 看護小規模多機能型居宅介護…… P 42へ
- 介 地域密着型通所介護…… P 42へ
- 介 予 認知症対応型通所介護…… P 42へ

介護保険が適用される施設へ入所したいときは？

- 介 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）…… P 43へ
- 介 介護老人保健施設（老人保健施設）…… P 44へ
- 介 介護医療院…… P 44へ

※介のサービスは、要介護1～5の方、予のサービスは、要支援1・2の方が利用できます。ただし、認知症対応型共同生活介護については、要支援1の方は利用できません。

介護保険で利用できるサービス

自己負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。また、サービスの利用内容によって、介護職員処遇改善加算などが加算されます。

居宅サービス

訪問を受けて利用するサービス

訪問介護(ホームヘルプ)

要介護1~5の方

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

■サービス費用のめやす(1回につき)

身体介護	
20分未満	1,698円(自己負担170円)
20分以上30分未満	2,542円(自己負担255円)
30分以上1時間未満	4,032円(自己負担404円)
1時間以上1時間30分未満	5,908円(自己負担591円)
以後30分増すごとに	854円(自己負担86円)

生活援助

20分以上45分未満	1,865円(自己負担187円)
45分以上	2,292円(自己負担230円)

- 早朝(午前6時~午前8時)、夜間(午後6時~午後10時)は25%の割増、深夜帯(午後10時~午前6時)は50%の割増になります。

通院等のための乗車または降車の介助▶
1,010円(自己負担101円)

※タクシー料金など移送にかかる費用は別途自己負担

主なサービス内容

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、身体せいしきの清拭
- 通院・外出の付き添い など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

※要支援1・2の認定を受けている方および事業対象者は、「サービス・活動事業」の訪問型サービス(45ページ)を利用できます。



(介護予防) 訪問入浴介護

要介護1~5の方

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

■サービス費用のめやす(1回につき)

13,191円(自己負担1,320円)

主なサービス内容

- 入浴、洗髪、清拭せいしきの介助
- 看護師などによる健康チェック など

要支援1・2の方

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

■サービス費用のめやす(1回につき)

8,919円(自己負担892円)



(介護予防) 訪問リハビリテーション

要介護1~5の方

居宅での生活行為を向上させるために、事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

主なサービス内容

- 理学療法士による筋力の維持向上のための機能訓練
- 作業療法士による手芸、工芸など手先の訓練、作業補装具の利用による機能訓練
- 言語聴覚士による言語、聴覚、えん下などの機能訓練 など

■サービス費用のめやす(1回につき)

3,181円(自己負担319円)

※20分間リハビリテーションを行った場合

■短期集中リハビリテーションを施した場合の加算(1日につき)

【要介護1~5】 【要支援1・2】

退院・退所日又は認定日から起算して3月以内

要支援1・2の方

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。

■サービス費用のめやす(1回につき)

3,078円(自己負担308円)

※20分間リハビリテーションを行った場合



(介護予防) 訪問看護

要介護1～5の方

疾患等を抱えている方について、医師の指示により、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

主なサービス内容

- 血圧や脈拍など病状のチェック
- 食事や入浴、排せつの介助
- 床ずれの予防や処置
- 経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療措置 など

要支援1・2の方

疾患等を抱えている方について、医師の指示により、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



■サービス費用のめやす (1回につき)

	要介護1～5の方	要支援1・2の方
訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	4,907円 (自己負担 491円)	4,699円 (自己負担 470円)
病院または診療所から (30分未満の場合)	4,157円 (自己負担 416円)	3,980円 (自己負担 398円)
理学療法士等による訪問 (20分以上の場合)	3,063円 (自己負担 307円)	2,959円 (自己負担 296円)

(介護予防) 居宅療養管理指導

要介護1～5の方

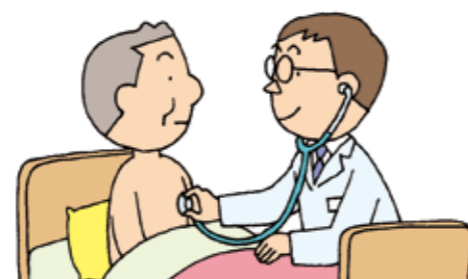
医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

主なサービス内容

- 医師や歯科医師による療養上の管理や指導
- 薬剤師による服薬などの管理や指導
- 管理栄養士による特別食の献立などの管理や指導
- 歯科衛生士による口腔や義歯の管理や指導 など

要支援1・2の方

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



■サービス費用のめやす (1回につき)

医師	5,150円 (自己負担 515円)	月2回を限度
歯科医師	5,170円 (自己負担 517円)	月2回を限度
管理栄養士	5,450円 (自己負担 545円)	月2回を限度
歯科衛生士等	3,620円 (自己負担 362円)	月4回を限度
病院又は診療所の薬剤師	5,660円 (自己負担 566円)	月2回を限度
薬局の薬剤師	5,180円 (自己負担 518円)	月4回を限度

施設に通って受けるサービス

通所介護 (デイサービス)

要介護1～5の方

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

■サービス費用のめやす

通常規模事業所の場合
前年度の1月あたり平均利用延人員が750人以内の事業所の場合
(7時間以上8時間未満の場合) ※送迎を含む

要介護1	6,757円 (自己負担 676円)
要介護2	7,979円 (自己負担 798円)
要介護3	9,243円 (自己負担 925円)
要介護4	10,506円 (自己負担 1,051円)
要介護5	11,789円 (自己負担 1,179円)

なお、事業所の規模などにより、サービス費用が異なります。

食費やおむつ代などについては実費負担になります。

※要支援1・2の認定を受けている方および事業対象者は、「サービス・活動事業」の通所型サービス (47ページ) を利用できます。

主なサービス内容

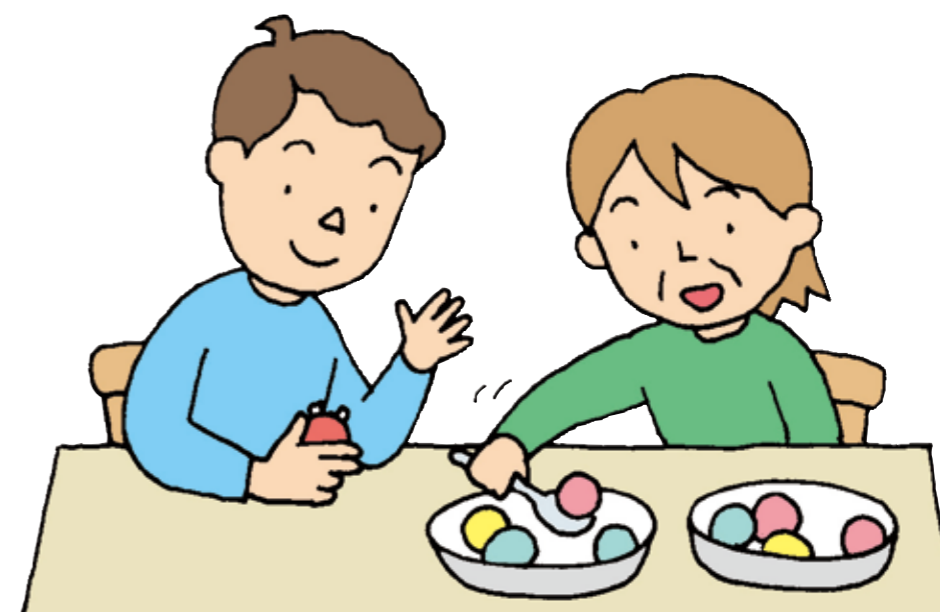
- 看護師や保健師などによる健康チェック
- 機能訓練指導員の計画にそった日常動作訓練
- レクリエーションなどほかの方との交流 など

- 入浴介助を行った場合の加算額のめやす (1回につき)

410円 (自己負担 41円)～

- 機能訓練を行った場合の加算額のめやす (1日につき)

575円 (自己負担 58円)～



(介護予防) 通所リハビリテーション (デイケア)

要介護1~5の方

医師の指示により、介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。

■サービス費用のめやす

前年度の1月あたり平均利用延人員が750人以内の事業所の場合(7時間以上8時間未満の場合)
※送迎を含む

要介護1	7,871円 (自己負担 788円)
要介護2	9,327円 (自己負担 933円)
要介護3	10,805円 (自己負担 1,081円)
要介護4	12,550円 (自己負担 1,255円)
要介護5	14,245円 (自己負担 1,425円)

短期集中リハビリテーションや栄養改善サービス等は、別途加算になります。
食費やおむつ代などについては実費負担となります。

主なサービス内容

- リフトバスなどによる送迎
- 医師の指示に基づく、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練 など
- レクリエーションなどほかの方との交流 など



介護予防通所リハビリテーションでは、以下のようなプログラムも利用できます。利用者の目標に応じて単独、あるいは複数を組み合わせて利用します。

※事業所によっては、一部実施していない場合があります。

栄養改善

管理栄養士などが、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

口腔機能向上

歯科衛生士や言語聴覚士などが、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

要支援1・2の方

医師の指示により、介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせたサービスを提供します。

■サービス費用のめやす (月単位の定額)

※送迎、入浴を含む

要支援1 ▶1か月23,428円 (自己負担 2,343円)	要支援2 ▶1か月43,675円 (自己負担 4,368円)
栄養改善 ▶1か月2,066円 (自己負担 207円) 口腔機能向上 ▶1か月1,549円~ (自己負担 155円)	

食費やおむつ代などについては実費負担となります。

施設に入所して受けるサービス

(介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)

要介護1~5の方

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、入浴、排せつ、食事など日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす (1日につき)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の「ユニット型個室」の場合

要介護1	7,272円 (自己負担 728円)
要介護2	7,974円 (自己負担 798円)
要介護3	8,749円 (自己負担 875円)
要介護4	9,482円 (自己負担 949円)
要介護5	10,195円 (自己負担 1,020円)

+

食費・滞在費 (全額自己負担)

要支援1・2の方

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす (1日につき)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の「ユニット型個室」の場合

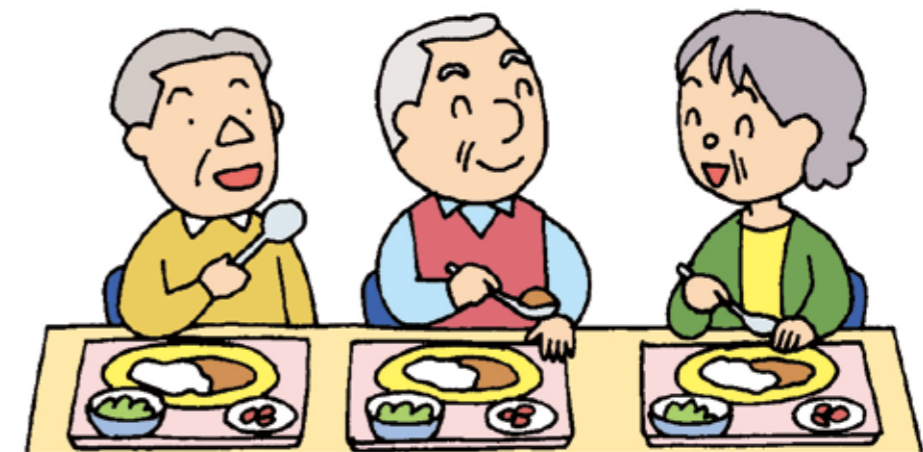
要支援1	5,464円 (自己負担 547円)
要支援2	6,776円 (自己負担 678円)

+

食費・滞在費 (全額自己負担)

主なサービス内容

- 食事、入浴、排せつの介護
- 看護師などによる健康のチェック
- 機能訓練指導員などによる機能訓練 など



- 施設の職員数や形態などによって単価が異なります。(おむつ代はサービス費用に含まれます。)
- 全額自己負担である食費および滞在費のめやす(基準費用額)は、19ページをご確認ください。
※食費・滞在費とも実際の費用は、各施設により異なります。
- 事業所に応じて別途加算があります。
- 送迎は、利用者の心身の状況や家族等の事情からみて必要と認められるときは利用できます。
- 利用者の心身の状況や介護者の状況などに応じて、30日までの連続利用ができる場合があります。

(介護予防) 短期入所療養介護 (ショートステイ)

要介護1~5の方

医師の指示により、介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話や必要な医療、機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす (1日につき)

介護老人保健施設の「多床室」の場合

要介護1	8,524円	(自己負担 853円)
要介護2	9,037円	(自己負担 904円)
要介護3	9,694円	(自己負担 970円)
要介護4	10,239円	(自己負担 1,024円)
要介護5	10,804円	(自己負担 1,081円)

+

食費・滞在費 (全額自己負担)

要支援1・2の方

医師の指示により、介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の世話や必要な医療、機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす (1日につき)

介護老人保健施設の「多床室」の場合

要支援1	6,295円	(自己負担 630円)
要支援2	7,948円	(自己負担 795円)

+

食費・滞在費 (全額自己負担)

主なサービス内容

- 食事、入浴、排せつの介護
- 看護師などによる健康のチェック
- 機能訓練指導員などによる機能訓練
- 医師による診療 など



- 施設の職員数や形態などによって単価が異なります。(おむつ代はサービス費用に含まれます。)
- 全額自己負担である食費および滞在費のめやす(基準費用額)は、19ページをご確認ください。
※食費・滞在費とも実際の費用は、各施設により異なります。
- 事業所に応じて別途加算があります。
- 送迎は、利用者の心身の状況や家族等の事情からみて必要と認められるときは利用できます。
- 利用者の心身の状況や介護者の状況などに応じて、30日までの連続利用ができる場合があります。

(介護予防) 特定施設入居者生活介護

要介護1~5の方

介護保険の指定を受けた、軽費老人ホーム(ケアハウス)や有料老人ホームなどに入居している方に、介護サービス計画などに基づいて食事、入浴、排せつなどの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行います。

■サービス費用のめやす (1日につき)

要介護1	5,566円	(自己負担 557円)
要介護2	6,254円	(自己負担 626円)
要介護3	6,973円	(自己負担 698円)
要介護4	7,640円	(自己負担 764円)
要介護5	8,349円	(自己負担 835円)

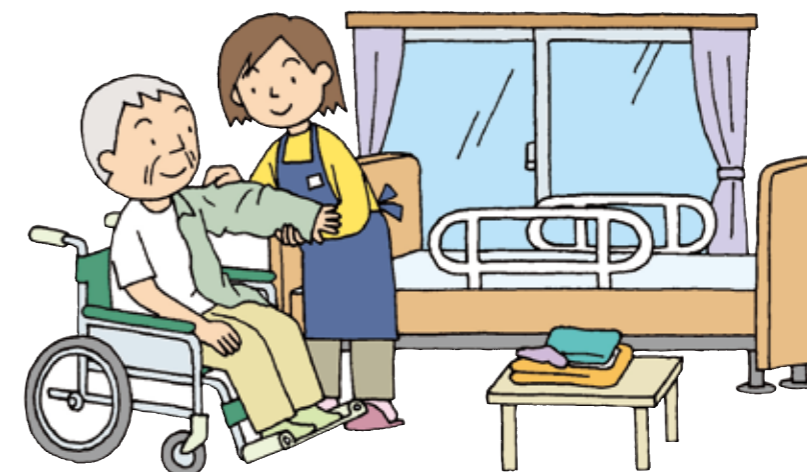
■外部サービス利用型 (1日につき)※

862円 (自己負担 87円)

※訪問介護等を利用した場合には、別途訪問介護サービス費がかかります。

主なサービス内容

- 食事、入浴、排せつの介助
- 日常生活の世話
- 機能訓練 など



- 個別に機能訓練が必要で実施した場合は、別途加算があります。
- 夜間における看護体制について、一定の要件を満たす場合は、別途加算になります。
- 生活費や家賃などについては、直接施設にお問い合わせください。

要支援1・2の方

介護保険の指定を受けた、軽費老人ホーム(ケアハウス)や有料老人ホームなどに入居している方に、介護予防を目的とした介護サービス計画などに基づいて食事、入浴、排せつなどの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行います。

■サービス費用のめやす (1日につき)

要支援1	1,879円	(自己負担 188円)
要支援2	3,214円	(自己負担 322円)

■外部サービス利用型 (1日につき)※

585円 (自己負担 59円)

※サービス・活動事業の訪問型サービス等を利用した場合には、別途サービス費がかかります。

●福祉用具に関するサービス

(介護予防) 福祉用具貸与

要介護1~5の方

要支援1・2の方

車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける福祉用具を貸与します。
以下の福祉用具が対象になります。

種 目	要支援1・2 要介護1	要介護2~5	内 容
1 車いす	※	●	<ul style="list-style-type: none"> ●自走用標準型いす ●普通型電動車いす ●介助用標準型車いす ●介助用電動車いす
2 車いす付属品	※	●	車いすと一体的に使用されるもの <ul style="list-style-type: none"> ●クッションまたはパッド ●電動補助装置 ●テーブル ●ブレーキ
3 特殊寝台	※	●	サイドレールが取り付けられてあるもの または取り付けが可能なもので、次のど ちらかの機能があるもの <ul style="list-style-type: none"> ●背部または脚部の傾斜角度が調節できる ●床板の高さが無段階に調節できる
4 特殊寝台付属品	※	●	特殊寝台と一体的に使用されるもの <ul style="list-style-type: none"> ●サイドレール ●介助用ベルト ●マットレス ●ベッド用手すり ●テーブル ●スライディングボード ●スライディングマット
5 床ずれ防止用具	※	●	<ul style="list-style-type: none"> ●送風装置または空気圧調整装置を備え た空気パッドが装着された空気マット ●水等によって減圧による体圧分散効果 を持つ全身用のマット
6 体位変換器	※	●	空気パッド等を身体の下に挿入すること により、体位を変換できる機能があるもの

種 目	要支援1・2 要介護1	要介護2~5	内 容
7 手すり	●	●	取り付けに際し工事を伴わないもの
8 スロープ★	●	●	段差解消のためのもので、取付けに際し 工事を伴わないもの
9 歩行器★	●	●	歩行が困難な方の歩行機能を補う機能が あり、移動時に体重を支える機能がある もの
10 歩行補助つえ★	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ●松葉づえ ●多点杖 ●カナディアンクラッチ ●ロフトランドクラッチ ●プラットホームクラッチ
11 認知症老人 徘徊感知機	※	●	認知症の老人が屋外へ出ようとした時な ど、センサーが感知して、家族や隣人等 へ通報するもの
12 移動用リフト (つり具の部分) を除く	※	●	床歩行式、固定式または据置式であり、 身体をつり上げまたは体重を支える構造 があるもので、自力での移動が困難な方 の移動を補助する機能があり、取付けに 住宅の改修を伴わないもの
13 自動排泄処理 装置	※	● (要介護4・5のみ)	次の要件を全て満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ●尿または便が自動的に吸引されるもの ●尿と便の経路となる部分を分割することが可 能な構造を有するもの ●要介護者またはその介護を行う者が容易に使用 できるもの 交換可能部品（レシーバー、チューブ、タン ク等のうち、尿や便の経路となるものであって、 要介護者等またはその介護を行う者が容易に交 換できるもの）及び専用パッド、洗浄液等排泄 の都度消費するもの、並びに専用パンツ、専用 シーツ等の関連製品を除く

★印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖は、福祉用具
専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。購入を選択した場合は、
特定福祉用具購入費の支給の扱いとなります。

「※」について、軽度者の方（要支援1・2及び要介護1（13については要介護2・3も含む））は、原則として介護保険での貸与は受けられません。
ただし、身体の状態に照らして、一定の条件に当てはまる場合は貸与されることがあります。詳しくは、ケアマネジャー等にご相談ください。

サービス費用のめやす

種目ごとの単価については、サービス提供事業所または居宅
介護支援事業所などにお問い合わせください。

(介護予防) 特定福祉用具購入費の支給

要介護1～5の方

要支援1・2の方

入浴や排せつなどに用いる福祉用具の購入費用を限度額の範囲内で支給します。
 なお、福祉用具購入費の支給対象となる福祉用具は下表のとおりです。

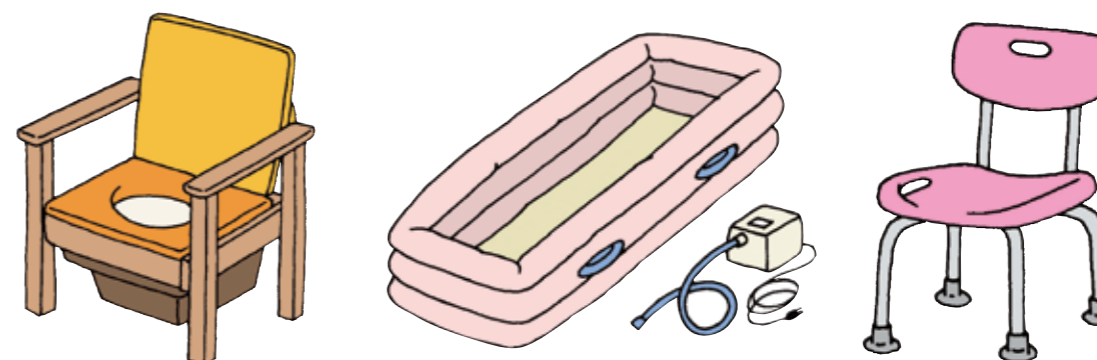
種 目	内 容
1 腰掛便座	<ul style="list-style-type: none"> ●和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む) ●洋式便器の上に置いて高さを補うもの ●電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能があるもの ●ポータブルトイレ (水洗の設置工事費用部分は自費)
2 自動排泄処理装置の交換可能部品	<ul style="list-style-type: none"> ●レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの (居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの) <small>※ただし、専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品を除く。</small>
3 排泄予測支援機器	膀胱内の尿の溜まり具合を可視化するとともに、排尿の機会を居宅要介護者等の介護を行う人等に通知するもの
4 入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> ●入浴用いす ●浴槽用手すり ●浴槽内いす ●入浴台 (浴槽の縁にかけて利用する台で、浴槽へ出入りするためのもの) ●浴室内すのこ ●浴槽内すのこ ●入浴用介助ベルト (居宅要介護者の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの)
5 簡易浴槽	空気又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水または排水のために工事を伴わないもの
6 移動用リフトのつり具部分	—

福祉用具貸与の対象用具のうち、下記は福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

- 固定用スロープ ●歩行器 (歩行車を除く) ●単点杖 (松葉づえを除く)、多点杖

利用限度額について

- 1年間 (4月～翌年3月) 10万円を限度として、その9割、8割または7割を支給します。
- 介護保険施設や病院に入所・入院している方 (一時帰宅含む) は支給の対象になりません。
- 種目ごとの単価については、販売者または居宅介護支援事業所などにお問い合わせください。また、介護保険制度では、販売者を都道府県等 (宇都宮市内に事業所が所在する場合は市) で指定しています。指定販売者以外で購入した場合は、支給の対象になりません。



支給を受けるには……

福祉用具購入費の支給には、受領委任払いと償還払いがあります。
 なお、福祉用具の購入に際しては、指定販売者以外で購入した場合、支給の対象となりませんので、必ず事前に居宅介護支援事業所に相談してください。

受領委任払い

購入費用の1割、2割または3割 (利用限度額を超える部分は自己負担) を福祉用具販売者に支払って、福祉用具を購入します。

支給の流れ

- ①利用者は、福祉用具販売者に、受領委任払いによる福祉用具購入の手続きを依頼します。
- ②福祉用具販売者は、利用者の利用限度額及び購入予定の福祉用具が支給の対象になるか、高齢福祉課の窓口で確認します。
- ③利用者は、福祉用具販売者に福祉用具にかかる代金の1割、2割または3割 (利用限度額を超える部分は全額自己負担) を支払い、福祉用具を購入します。
- ④福祉用具販売者は、領収書 (証)、福祉用具パンフレット等を添付して、高齢福祉課に申請します。
- ⑤後日、市が残りの代金を販売者に支払った旨の通知を送付します。

償還払い

購入費用の全額を福祉用具販売者に支払って福祉用具を購入し、そのうち9割、8割または7割 (利用限度額を超える部分は全額自己負担) の支給を市に申請します。

支給の流れ

- ①領収書 (証)、福祉用具パンフレット等を添付して高齢福祉課に申請を行い、後日支給を受けます。

住宅環境を整備するサービス (介護予防) 住宅改修費の支給

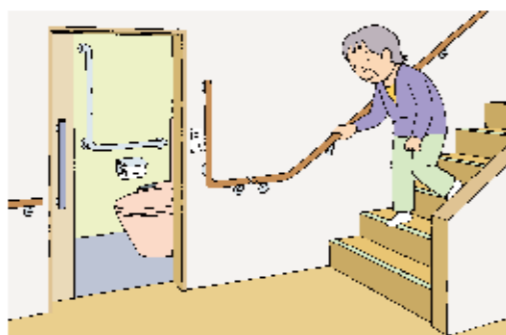
要介護1～5の方

要支援1・2の方

日常生活をする上で必要な、廊下や階段に手すりを取り付けるなどの住宅改修を行う場合、改修費20万円(税込)を限度として、本人の負担割合に応じてその9割、8割または7割を支給します。

なお、住宅改修費の支給対象となる改修は下表のとおりです。

1	手すりの取付け
2	段差の解消
3	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
4	引き戸等への扉の取替え
5	洋式便器等への便器の取替え
6	その他1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修



- 住民票に記載されていない住所の住宅改修は、支給の対象になりません。
- 新築や増築、老朽化に伴う住宅改修は支給の対象になりません。
- 介護保険施設や病院などに入所・入院している方(一時帰宅含む)は支給の対象になりません。ただし、退所・退院日が決まっている方は利用できますので、工事着工前にケアマネジャー等にご相談ください。

利用限度額について

原則、一生涯に20万円を限度としてその9割、8割または7割を支給します。
ただし、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上、上がった場合または転居した場合(住民票の異動を伴う)には、再度20万円を限度としてその9割、8割または7割を支給します。

◆3段階以上、上がった場合の考え方

初めて住宅改修に着工した日の要介護状態区分	3段階以上、上がった要介護状態区分
要支援1	要介護3・4・5
要支援2・要介護1	要介護4・5
要介護2	要介護5

支給を受けるには……

住宅改修費の支給には、受領委任払いと償還払いがあります。

なお、すべての住宅改修について、「**改修前に市に申請し、事前に内容確認を受けること**」が必要です。詳しくは居宅介護支援事業所、地域包括支援センターまたは高齢福祉課に相談してください。

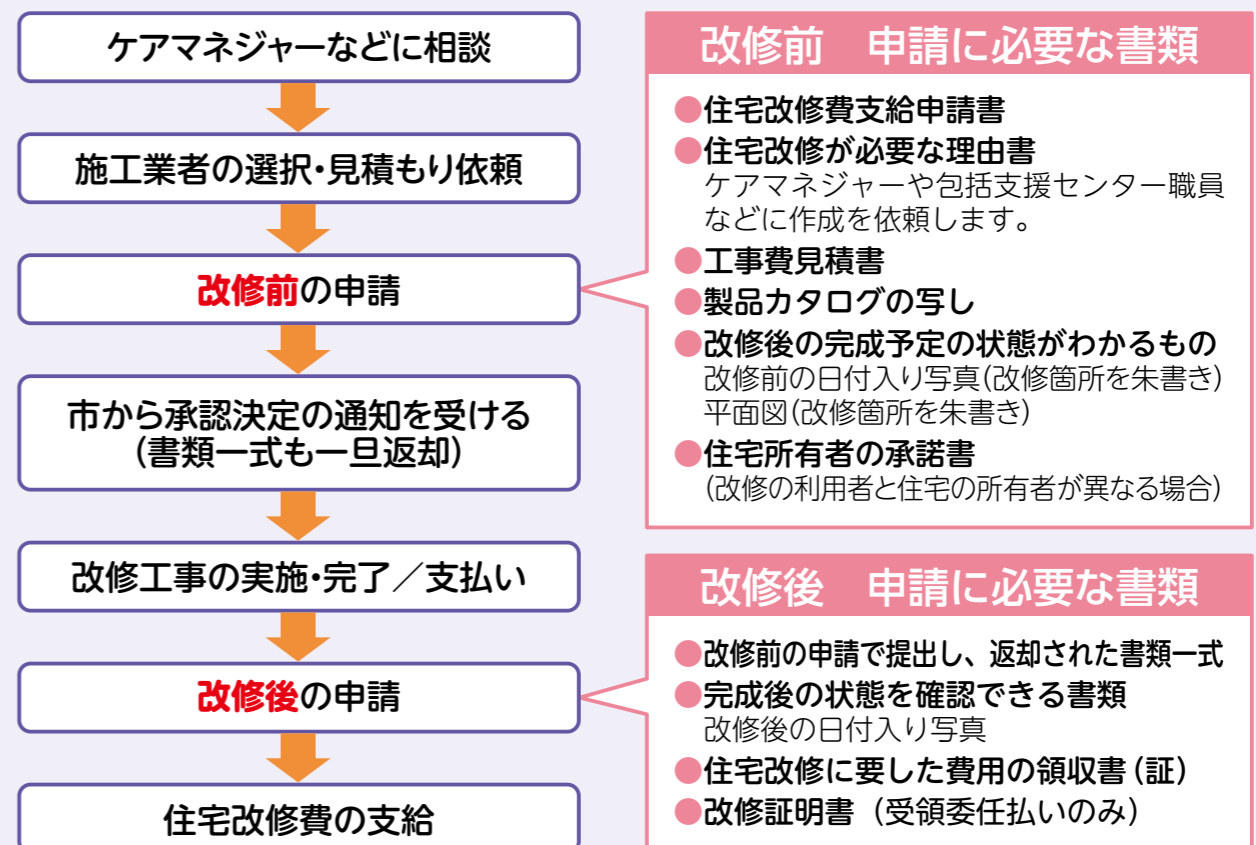
受領委任払い

対象となる改修費用の1割、2割または3割(利用限度額を超える部分は全額自己負担)を施工業者に支払います。

償還払い

対象となる改修費用の全額を施工業者に支払い、そのうち9割、8割または7割(利用限度額を超える部分は全額自己負担)の支給を市に申請します。

手続きの流れ



●利用できるサービス

市町村特別給付

紙おむつ購入費の支給 要介護1~5の方

宇都宮市独自のサービス（特別給付）として、在宅で要介護1~5の方が使用する紙おむつ（尿取りパッドを含む）の購入費を支給します。

なお、介護保険施設や短期入所、病院に入所・入院の期間、「要支援1・2」と認定を受けた期間に購入されたものは対象となりません。

- 1か月あたりの購入額5,500円を限度としてその9割、8割または7割を支給します。
- 支給方法は、下記の2つの方法から選択することができます。

また、2つの方法を同時に利用することもできます。その場合の限度額は、2つの方法を合わせて5,500円となり、5,500円から受領委任払いの利用額を引いた残額を限度に、償還払いによる支給が受けられます。（受領委任払い優先）

受領委任払い（宅配）

市の登録事業者が紙おむつを自宅に配送します。その際に、費用の1割、2割または3割（利用限度額を超える部分は全額自己負担）を事業者に支払い、紙おむつを購入します。

- 支給の流れ**
- ①登録事業者のカタログの中から、1者を選択し、商品を選びます。
 - ②紙おむつ購入費支給認定申請書（受領委任払い）に利用したい事業者や商品・数量、配達先等を記入し、高齢福祉課の窓口で申請します。
 - ③宅配の日時を事業者と決め、自宅にて商品を受け取り、代金の1割、2割または3割（利用限度額を超える部分は全額自己負担）を支払います。
 - ④後日、市が残りの代金を事業者に支払います。

償還払い

紙おむつ購入後に、領収書（証）を添付して、市に支給申請します。なお、利用限度額を超える部分については全額自己負担になります。

- 支給の流れ**
- ①小売店等で紙おむつを購入し、領収書（証）を発行してもらいます。
※領収書（証）は、被保険者氏名（フルネーム）、購入年月日、購入金額、購入品目（「大人用紙おむつ」または「成人用紙おむつ」と記載したもの）、販売者名が記載されていることを確認してください。
 - ②紙おむつ購入費支給認定申請書（償還払い）に領収書（証）を添付して高齢福祉課等の窓口で申請を行います。
 - ③後日、市が指定の口座に振り込みます。
※購入日（領収日）より2年間、申請できます。
※購入月ごとにまとめて支給します。（利用月、使用月ごとではありません。）

利用者の氏名（フルネーム）を記入

領収書 令和〇〇年〇〇月〇〇日
宇都宮 太郎 様

金額 ¥ 〇 〇 〇 〇 〇 〇 円

但し、大人用紙おむつ代として

〇〇〇 薬用 社印

〇〇 支店 △△△ 担当者

但書に「大人用紙おむつ代」と表記

収入印紙

●利用できるサービス（地域密着型サービス）

地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり支援します。原則として、宇都宮市内にある事業所のサービスのみ利用できます。

地域の特性を生かしたサービス

（介護予防）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

要介護1~5の方

要支援2の方

※要支援1の方は利用できません。

認知症の状態にある方を対象に、少人数で共同生活しながら、食事、入浴、排せつなど日常生活の支援や機能訓練を行います。

■サービス費用のめやす

2ユニット以上の事業所の場合（1日につき）

要介護1	7,733円（自己負担 774円）
要介護2	8,092円（自己負担 810円）
要介護3	8,339円（自己負担 834円）
要介護4	8,503円（自己負担 851円）
要介護5	8,678円（自己負担 868円）

■サービス費用のめやす

2ユニット以上の事業所の場合（1日につき）

要支援2	7,692円（自己負担 770円）
------	-------------------

短期利用（2ユニット以上の事業所）の場合（1日につき）

要支援2	7,979円（自己負担 798円）
------	-------------------

短期利用（2ユニット以上の事業所）の場合（1日につき）

要介護1	8,020円（自己負担 802円）
要介護2	8,390円（自己負担 839円）
要介護3	8,637円（自己負担 864円）
要介護4	8,811円（自己負担 882円）
要介護5	8,975円（自己負担 898円）

※食費、居住費、おむつ代などは実費負担になります。

主なサービス内容

- 介護職員の援助を受けての食事、掃除、洗濯、買い物など
- 入浴、排せつの介助 など

介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）

要介護3~5の方

※要介護1・2の方でも43ページの基準に該当する場合は、入所することができます。

常時介護が必要で、自宅で介護を受けることが困難な方が、小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームに入所し、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けます。

■サービス費用のめやす

地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型個室）の場合（1日につき）

要介護1	7,004円（自己負担 701円）
要介護2	7,733円（自己負担 774円）
要介護3	8,503円（自己負担 851円）
要介護4	9,253円（自己負担 926円）
要介護5	9,972円（自己負担 998円）

+ 食費・居住費（全額自己負担）

施設の形態などによって単価が異なります。（おむつ代はサービス費用に含まれます。）

全額自己負担である食費および居住費のめやす（基準費用額）は、19ページをご確認ください。

※食費・居住費とも実際の費用は、各施設により異なります。

施設への入所は、受付順ではなく、サービスの必要性が高い方から優先的に入所します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護1~5の方

※要支援1・2の方は利用できません。

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を行います。

■サービス費用のめやす(1か月)(一体型の場合)

訪問看護サービスを行わない場合

要介護1	56,747円(自己負担 5,675円)
要介護2	101,282円(自己負担 10,129円)
要介護3	168,178円(自己負担 16,818円)
要介護4	212,745円(自己負担 21,275円)
要介護5	257,290円(自己負担 25,729円)

訪問看護サービスを行う場合

要介護1	82,797円(自己負担 8,280円)
要介護2	129,343円(自己負担 12,935円)
要介護3	197,438円(自己負担 19,744円)
要介護4	243,390円(自己負担 24,339円)
要介護5	294,865円(自己負担 29,487円)

主なサービス内容

- 訪問介護員などによる巡回訪問介護(食事、入浴、排せつなど)及び看護師などによる訪問看護の定期的なサービス など
- 通報を受けての相談援助及び通報内容等に基づき必要な訪問介護・訪問看護の随時のサービス など

夜間対応型訪問介護

要介護1~5の方

※要支援1・2の方は利用できません。

夜間に定期的な巡回、または随時の通報により、訪問介護員等が居宅を訪問して、食事、入浴、排せつなど日常生活上の支援、緊急時の対応などを行います。

■サービス費用のめやす

基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき)	10,305円 (自己負担 1,031円)
+	
定期巡回サービス費 (1回につき)	3,876円 (自己負担 388円)
随時訪問サービス費(I) (1回につき)	5,908円 (自己負担 591円)



(介護予防)小規模多機能型居宅介護

要介護1~5の方

要支援1・2の方

「通所」を中心に、利用者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを行います。

■サービス費用のめやす(1月につき)

要介護1	108,031円(自己負担 10,804円)
要介護2	158,772円(自己負担 15,878円)
要介護3	230,968円(自己負担 23,097円)
要介護4	254,913円(自己負担 25,492円)
要介護5	281,068円(自己負担 28,107円)

■サービス費用のめやす(1月につき)

要支援1	35,638円(自己負担 3,564円)
要支援2	72,020円(自己負担 7,202円)

短期利用小規模多機能型居宅介護の場合(1日につき)

要支援1	4,379円(自己負担 438円)
要支援2	5,485円(自己負担 549円)

主なサービス内容

- 入浴や食事の提供
- レクリエーションなどによる交流や機能訓練
- 訪問による、入浴、排せつ、食事などの介護 など

※食費、宿泊費、おむつ代などは実費負担になります。

看護小規模多機能型居宅介護

要介護1~5の方

※要支援1・2の方は利用できません。

「通い」を中心に、「訪問(介護)」や「泊まり」に加え、看護師などによる「訪問(看護)」を組み合わせたサービスを行います。

■サービス費用のめやす(1か月につき)

要介護1	128,577円(自己負担 12,858円)
要介護2	179,896円(自己負担 17,990円)
要介護3	252,888円(自己負担 25,289円)
要介護4	286,822円(自己負担 28,683円)
要介護5	324,444円(自己負担 32,445円)

■短期利用看護小規模多機能型居宅介護の場合(1日につき)

要介護1	5,898円(自己負担 590円)
要介護2	6,590円(自己負担 659円)
要介護3	7,292円(自己負担 730円)
要介護4	7,985円(自己負担 799円)
要介護5	8,666円(自己負担 867円)

※食費、宿泊費、おむつ代などは実費負担になります。

主なサービス内容

- 入浴や食事の提供
- レクリエーションなどによる交流や機能訓練
- 訪問による、入浴、排せつ、食事の介護など
- 看護師の訪問による、血圧や脈拍など病状のチェック

地域密着型通所介護

要介護1~5の方

※要支援1・2の方は通所型サービス相当(47ページ)の利用となります。

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

■サービス費用のめやす

7時間以上8時間未満の場合

要介護1	7,733円(自己負担 774円)
要介護2	9,140円(自己負担 914円)
要介護3	10,598円(自己負担 1,060円)
要介護4	12,036円(自己負担 1,204円)
要介護5	13,474円(自己負担 1,348円)

療養通所介護

(難病やがん末期の要介護者を対象)

1月につき▶	131,301円(自己負担 13,131円)
--------	------------------------



食費やおむつ代などについては実費負担になります。入浴や個別の機能訓練を行った場合などに、別途加算があります。

(介護予防)認知症対応型通所介護

要介護1~5の方

要支援1・2の方

認知症の状態にある方に、入浴や食事など日常生活上の世話や機能訓練などを行います。(日帰りで利用するサービスです。)

■サービス費用のめやす

単独型の場合(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	10,268円(自己負担 1,027円)
要介護2	11,383円(自己負担 1,139円)
要介護3	12,499円(自己負担 1,250円)
要介護4	13,625円(自己負担 1,363円)
要介護5	14,740円(自己負担 1,474円)

■サービス費用のめやす

単独型の場合(7時間以上8時間未満の場合)

要支援1	8,894円(自己負担 890円)
要支援2	9,927円(自己負担 993円)

主なサービス内容

- 看護師などによる健康チェックや日常動作の訓練
- 入浴や食事の提供
- レクリエーションなどによる交流や機能訓練 など

※送迎を含む

施設の職員数や形態などによって単価が異なります。食費やおむつ代などについては、実費負担になります。入浴や個別の機能訓練を行った場合などに、別途加算があります。



施設サービス

施設サービスについては、「要介護1～5」と認定を受けた方のみ利用となります。
また、利用者は、原則として施設サービス費の1割、2割または3割と食費、居住費などを負担します。

在宅での介護が困難な方へ

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

要介護3～5の方

※要介護1・2の方でも、特例入所の基準に該当する場合は、入所の対象となります。

常時介護が必要で、自宅で介護を受けることが困難な方が入所します。入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行います。



■サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(多床室)の場合(1日につき)

要介護1	6,049円(自己負担 605円)
要介護2	6,767円(自己負担 677円)
要介護3	7,517円(自己負担 752円)
要介護4	8,236円(自己負担 824円)
要介護5	8,945円(自己負担 895円)

+ 食費・居住費(全額自己負担)

「要介護1・2」の方の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への特例入所

「要介護1・2」と認定を受けた方は、心身の状況や置かれている環境その他の事情により、特例入所の基準に該当する場合、介護老人福祉施設(地域密着型を含む)入所の対象となります。まずは施設へご相談ください。

特例入所の基準

以下の事情により、居宅において日常生活を営む事が困難なことについてやむを得ない事由があること

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

- 施設の形態などによって単価が異なります。(おむつ代はサービス費用に含まれます。)
- 全額自己負担である食費および居住費のめやす(基準費用額)は、19ページをご確認ください。
※食費・居住費とも実際の費用は、各施設により異なります。
- 施設への入所は、受付順ではなく、サービスの必要性が高い方から優先的に入所します。

介護老人保健施設(老人保健施設)

要介護1～5の方

在宅復帰を目指し、リハビリテーションを必要とする方が入所します。看護、医学的管理下での介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行います。



■サービス費用のめやす

介護老人保健施設(基本型・多床室)の場合(1日につき)

要介護1	8,144円(自己負担 815円)
要介護2	8,657円(自己負担 866円)
要介護3	9,325円(自己負担 933円)
要介護4	9,869円(自己負担 987円)
要介護5	10,393円(自己負担 1,040円)

+ 食費・居住費(全額自己負担)

介護医療院

要介護1～5の方

長期にわたり療養が必要な方が入所します。医療、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などを行います。



■サービス費用のめやす

介護医療院(多床室)の場合(1日につき)

要介護1	8,554円(自己負担 856円)
要介護2	9,684円(自己負担 969円)
要介護3	12,139円(自己負担 1,214円)
要介護4	13,176円(自己負担 1,318円)
要介護5	14,121円(自己負担 1,413円)

+ 食費・居住費(全額自己負担)

- 施設の形態などによって単価が異なります。(おむつ代はサービス費用に含まれます。)
- 全額自己負担である食費および居住費のめやす(基準費用額)は、19ページをご確認ください。
※食費・居住費とも実際の費用は、各施設により異なります。
- 施設への入所は、受付順ではなく、サービスの必要性が高い方から優先的に入所します。